

○東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科における教育研究上の目的に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東京海洋大学大学院学則（平成16年海洋大規第101号）第4条第2項の規定に基づき、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科（以下「研究科」という。）の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にするために定める。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科においては、地球規模での海洋に係わる諸問題の解決と海洋自体の持つ可能性を追求し、博士前期課程では専門基礎教育に立脚した高度専門職業人を養成し、博士後期課程では先端領域を切り拓く自立した高度専門職業人や研究者を養成することを教育研究上の目的とする。

2 各専攻については、次のとおりとする。

課程	専攻名	教育研究上の目的
博士前期課程	海洋生命科学専攻	海洋生物の生理・生態について生命科学として、生物資源の管理と保全、収穫システムや増養殖生産、環境修復や有益環境の創出等、生物生産に係わる総合的・学際的な教育研究を行う。
	食機能保全科学専攻	人の健康増進及び恒常性の維持に貢献するため、水産食品を中心に原料から消費に至るまで、食品の安全性・健全性の確保・向上と食品の機能性向上に関する学理と先端技術の教育研究を行う。
	海洋環境保全学専攻	海洋環境の様々な現象、変動機構を解明すると共に、その保全と修復を目指して理学的な取り組みに加え、保全のための工学や現象を人文・社会・健康科学の視点から価値判断するなど総合的・学際的な教育研究を行う。
	海洋管理政策学専攻	海洋に関する総合的知識を持ち、長期的・多角的視野に立って海洋政策を立案する高度専門職業人の育成を行う。そのために、自然科学と社会科学を融合した教育を行うとともに、ケース・メソッド、フィールド実習等による実践的教育研究を行う。
	海洋システム工学専攻	海洋人工物と海洋環境の調和という観点に立ち、海洋観測・調査・作業機器や船舶・機械構造物等を、システム工学・環境工学・安全工学を核とした開発・設計・構築あるいは製作技術についての教育研究を行う。
	海運ロジスティクス専攻	国際貨物輸送の主体である船舶の安全運航の実現、海洋環境保全に配慮した海上輸送の効率化、蓄積された船舶運航技術による海洋構造物の開発等、また商品の流れを生産から消費までの過程で捉えたロジスティクスの社会工学的視点、経営・経済的視点からの分析による計画設計、運用管理及び政策についての教育研究を行う。
	食品流通安全管理専攻	食品の一次生産から最終消費に至るフードサプライチェーン全体において、食品安全マネジメントシステムの構築と食品の安全管理に重点を置いた経営方針の企画策定ができる総合的な能力を持つ管理者・経営者の養成を行う。
博士後期課程	応用生命科学専攻	海洋生物の生理・生態・機能を、最先端の分子生物学・化学を駆使して総合的に解明し、環境との調和による資源確保、物質生産と維持及び安全、高品質食品の設計と創製等、生物生産系及び食品系の複合領域も含めて、海洋生物資源の持続的生産と高度有効利用に応用するための先端的学理と技術開発について教育研究する。
	応用環境システム学専攻	海洋環境の解明・利用・保全に関した学理と技術に関連する、最先端かつ学際領域の開拓と教育研究を行う。海流の変動機構・物質拡散の計測と予測、資源探査技術の創出、海上交通輸送システム、先端推力の開発、及び海洋管理政策の提言等を対象とし、海と人間の共生の観点から総合的な能力を持ち、指導的な立場に立てる人材の養成を行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。